

## スポーツ政策の推進に関する円卓会議の設置について

平成30年12月26日  
スポーツ庁長官決定  
令和4年3月30日 改訂

### 1 趣 旨

スポーツ政策をめぐる重要課題について、行政関係機関及びスポーツ統括団体間の協議を行い、相互の緊密な連携の下、諸施策の円滑かつ効果的な実施を図るため、スポーツ政策の推進に関する円卓会議（以下「円卓会議」という。）を設置する。

### 2 構成員

スポーツ庁長官  
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長  
公益財団法人日本スポーツ協会会長  
公益財団法人日本オリンピック委員会会長  
公益財団法人日本パラスポーツ協会会長

### 3 会合の開催等

- (1) 円卓会議の会合は、スポーツ庁長官が主宰する。
- (2) 会合の議事等は、他の構成員の意見・要望を踏まえ、スポーツ庁長官が決定する。
- (3) スポーツ庁長官は、必要があると認めるときは、2の構成員以外のスポーツ団体の関係者や有識者を、議案を限って、臨時に円卓会議に参加させることができる。
- (4) 円卓会議を欠席する構成員は、あらかじめスポーツ庁長官の了承を得た者を、代理人として会議に出席させることができる。
- (5) 円卓会議の定めるところにより、実務的な協議を行う作業部会を置くことができる。
- (6) このほか、円卓会議に関し必要な事項は、スポーツ庁長官が円卓会議に諮って定める。

### 4 庶 務

円卓会議の庶務は、当該議事の所管課の協力を得て、政策課が担当する。

以上

「スポーツ政策の推進に関する円卓会議の設置について」新旧対照表

新	旧
<p>スポーツ政策の推進に関する円卓会議の設置について</p>	<p>スポーツ政策の推進に関する円卓会議の設置について</p>
<p>平成30年12月26日 スポーツ庁長官決定 <u>令和4年3月30日 改訂</u></p>	<p>平成30年12月26日 スポーツ庁長官決定</p>
<p>1 趣旨 (略)</p>	<p>1 趣旨 (略)</p>
<p>2 構成員 スポーツ庁長官 独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 公益財団法人日本スポーツ協会会長 公益財団法人日本オリンピック委員会会長 <u>公益財団法人日本パラスポーツ協会会長</u></p>	<p>2 構成員 スポーツ庁長官 独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 公益財団法人日本スポーツ協会会長 公益財団法人日本オリンピック委員会会長 <u>公益財団法人日本障がい者スポーツ協会会長</u></p>
<p>3 会合の開催等 (略)</p>	<p>3 会合の開催等 (略)</p>
<p>4 庶務 (略)</p>	<p>4 庶務 (略)</p>
<p>以上</p>	<p>以上</p>